

## 教育ローン【証書貸付型】

(2025年11月1日現在)

1. 商品名	教育ローン【証書貸付型】
2. お申込み いただける方	<p>当金庫に出資のある団体会員の構成員の方、またはご自宅もしくはご勤務先（事業所）が当金庫の事業エリア内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）にある給与所得者の方で、次の条件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一勤務先に1年以上勤務されていること （自営業者等の給与所得以外の方は3年以上）</li> <li>・安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上であること</li> <li>・お申込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満81歳未満であること</li> <li>・当金庫指定の保証機関の保証を受けられること</li> </ul> <p>※契約社員・パート社員の方や、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p> <p>※当金庫は労働組合がない会社にお勤めの方でもご利用いただけますので、お気軽に最寄りの営業店にお問い合わせください（お取引は、ご自宅またはご勤務先に近い営業店となります）。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人および同居家族または非扶養を含む2親等以内の親族が在学する各種教育施設への納付金や、入学または在学するために必要な以下の教育関連資金等にご利用いただけます。ただし、個人の趣味に属する施設および家庭教師・個人授業・少人数の塾等は除きます。</li> </ul> <p>なお、既にお支払済みの教育関連資金につきましては、お支払い後2ヵ月以内の資金を対象とします。</p> <p>※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。</p> <p><b>【各種教育施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法等、法に定められた教育施設・機関</li> <li>・各種専門学校</li> <li>・予備校等</li> </ul> <p><b>【ご利用いただける主な教育関連資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金、授業料（前期分・後期分・年間全額）等の納付金</li> <li>・教科書・参考書代、制服代、学用品代、部活動費、通学定期券代、パソコン・タブレット購入代等（注①）</li> <li>・施設設備費、実験実習費、体育費、寄付金、その他（冷暖房費・維持費等）</li> <li>・下宿の敷金・礼金・その他（仕送り含む）（注②）</li> <li>・6ヵ月以上滞在する海外留学のための渡航費用・滞在費・納付金</li> <li>・受験費用（受験料、旅費・宿泊費等）（注③）</li> <li>・他金融機関の教育ローンの借換資金</li> </ul> <p>（注①）パソコン・タブレット購入代のみではご利用いただけません。          （注②）仕送りのみではご利用いただけません。          （注③）受験費用のみではご利用いただけません。</p> <p><b>【お使いみちと所要金額を確認させていただくための書類】</b></p> <p>お申込み時にお使いみちと所要金額がわかる以下の書類のご提出が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①教育資金融資の資金使途明細書（金庫所定書式）</li> <li>②入学または在学証明書類（入学許可証・合格通知書・在学証明書・学生証の写し等）</li> <li>③学校納付金などの必要資金が記載された書類等の写し</li> </ol>
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万円以上2,000万円以内（1万円単位）</li> </ul> <p>※お客様の雇用形態や審査の内容によっては、ご融資の限度額が異なる場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>
5. ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年以内（1ヶ月単位）※5年以内の元金据置期間を含む</li> </ul>

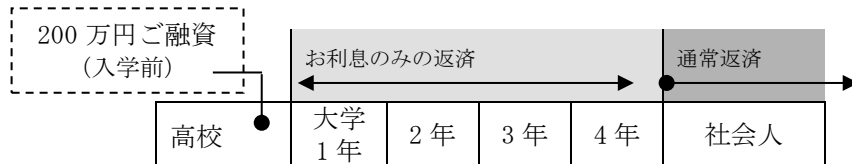
<p>6. ご融資金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体会員の構成員の方および生協会員の方は、変動金利または固定金利をお選びいただけます。</li> <li>・上記以外の方は、固定金利のみのお取扱いとなります。</li> </ul> <p><b>【変動金利】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用金利は、当金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下、「基準金利」といいます。）の変動幅に連動して、年2回変動します。</li> <li>・返済期間中の適用金利は、年2回の見直し基準日（4月1日・10月1日）に見直され、基準金利の変動幅と同率で引上げまたは引下げとなります。</li> <li>・4月1日の見直しは直後の6月の約定返済日翌日より、10月1日の見直しは直後の12月の約定返済日翌日より適用となります。</li> <li>・返済金額は、適用金利変更の都度、見直されます。見直し後の返済金額が見直し前の返済金額より減額となる場合、返済金額は据え置きとなり、返済期間が短縮されます。</li> </ul> <p>※変動金利の金利見直しルールの詳細は、【補足資料】をご確認ください。</p> <p><b>【固定金利】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お借入時の金利がご返済終了日まで適用となります。</li> </ul> <p>&lt;教育ローン（奨学金借換）の適用金利について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お使いみちが奨学金（自治体、学校法人、財団法人等、その他各種団体の貸与奨学金）の借換資金の場合、通常の教育ローン（証書貸付型）とは適用金利が異なります。</li> <li>・教育ローン（奨学金借換）は他のお使いみちとの併用はできません。</li> </ul> <p><b>【金利引下げ】</b></p> <table border="1" data-bbox="405 954 1469 1379"> <tr> <td data-bbox="405 954 555 1379"> <p>ずっとサポート引下げ</p> </td> <td data-bbox="555 954 1469 1379"> <p>以下①～③のいずれかの引下げ要件を満たしている団体会員の構成員の方または生協会員の方は、金利を年0.2%引下げいたします。</p> <p>①給与振込のご指定（※1）</p> <p>②財形貯蓄またはエース預金のご契約（※2）</p> <p>③有担保ローンまたは無担保ローン（マイプランを含む）のご契約（※1）当金庫のシステムで判定できるものに限り、（※2）年間積立額12万円以上が対象となります。</p> <p>※引下げ要件は、ご融資実行時点で満たしている必要があります。なお、給与振込のご指定は、予約でも対象となる場合がございます。</p> <p>※複数の引下げ要件を満たしている場合でも、金利引下げ幅は年0.2%となります。</p> <p>※教育ローン（奨学金借換）の場合も適用可能です。</p> <p>※詳しくは最寄りの営業店にお問い合わせください。</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている以下の団体をいいます。</p> <p>①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体</p> <p>③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの</p> <p>(2) 生協会員とは、中央労働金庫に出資いただいている生協のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方をいいます。</p> <p>※対象とならない場合もございますので、詳しくは最寄りの営業店にお問い合わせください。</p> </div>	<p>ずっとサポート引下げ</p>	<p>以下①～③のいずれかの引下げ要件を満たしている団体会員の構成員の方または生協会員の方は、金利を年0.2%引下げいたします。</p> <p>①給与振込のご指定（※1）</p> <p>②財形貯蓄またはエース預金のご契約（※2）</p> <p>③有担保ローンまたは無担保ローン（マイプランを含む）のご契約（※1）当金庫のシステムで判定できるものに限り、（※2）年間積立額12万円以上が対象となります。</p> <p>※引下げ要件は、ご融資実行時点で満たしている必要があります。なお、給与振込のご指定は、予約でも対象となる場合がございます。</p> <p>※複数の引下げ要件を満たしている場合でも、金利引下げ幅は年0.2%となります。</p> <p>※教育ローン（奨学金借換）の場合も適用可能です。</p> <p>※詳しくは最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>
<p>ずっとサポート引下げ</p>	<p>以下①～③のいずれかの引下げ要件を満たしている団体会員の構成員の方または生協会員の方は、金利を年0.2%引下げいたします。</p> <p>①給与振込のご指定（※1）</p> <p>②財形貯蓄またはエース預金のご契約（※2）</p> <p>③有担保ローンまたは無担保ローン（マイプランを含む）のご契約（※1）当金庫のシステムで判定できるものに限り、（※2）年間積立額12万円以上が対象となります。</p> <p>※引下げ要件は、ご融資実行時点で満たしている必要があります。なお、給与振込のご指定は、予約でも対象となる場合がございます。</p> <p>※複数の引下げ要件を満たしている場合でも、金利引下げ幅は年0.2%となります。</p> <p>※教育ローン（奨学金借換）の場合も適用可能です。</p> <p>※詳しくは最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>		
<p>7. ご融資方法およびご返済方法</p>	<p>ご融資方法およびご返済方法については、以下の3通りからお選びいただけます。</p> <p><b>(1) 一般タイプ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資金は、原則お支払先にお客様名でお振込みさせていただきます。</li> <li>・ご返済方法は、元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月（一時金・ボーナス）併用返済のいずれかの方法をお選びいただけます。加算（一時金・ボーナス）返済部分のご融資金額の50%までとなります。</li> </ul> <p>※元利均等返済とは、毎回支払う元利息（元金と利息の合計＝1回あたりの返済金額）が一定である返済方式です。</p>		

**(2) 元金据置タイプ**

- ・ご融資金は、原則お支払先にお客様名でお振込みさせていただきます。
- ・一括してご融資した後、元金返済を最長5年の範囲で据置き、その間はお利息のみのご返済となります。

据置期間中 (最長5年)	お利息のみの毎月返済または毎月・加算月(一時金・ボーナス)併用返済
据置期間終了後	元金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月(一時金・ボーナス)併用返済

例) 大学入学時に、入学金・初年度授業料合計200万円借入。



**(3) 分割タイプ**

- ・ご融資金を分割してご融資いたします。
- ・ご融資金は、原則お支払先にお客様名でお振込みさせていただきます。なお、2回目以降はお客様名義の口座へご入金いたします。
- ・分割でのご融資中は、お利息のみのご返済となります。分割での最終回のご融資後、元金据置タイプをご利用いただくこともできます(分割期間は4年以内。分割後の元金据置期間は分割期間と合計して5年以内)。

分割・据置期間中	お利息のみの毎月返済
分割・据置期間終了後	元金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月(一時金・ボーナス)併用返済

例) 大学入学時および進級時ごとに授業料100万円(合計400万円)借入。



- ・大学入学時および進級時にそれぞれ100万円をご融資いたします。
- ・1、2、3、4年次に支払うお利息は、それぞれ融資金100万円、200万円、300万円、400万円に対して計算したお利息をお支払いいただきます(毎年金額が増えます)。

※分割タイプは固定金利のみご利用いただけます。  
 ※毎年、上記(1)(2)のタイプでお申込みいただくこともできます。  
 ただし、お申込みの都度、当金庫所定の審査を行います。

**8. 担保**

- ・不要です。

**9. 団体信用生命保険**

**(1) 制度概要**

- ・団体信用生命保険とは、借入申込人または連帯債務者の方が、万一、死亡または高度障がい状態になった場合等に、保険金が支払われ、ローン残高の返済に充当される保険です。  
 教育ローン【証書貸付型】のご利用にあたって、当金庫指定の団体信用生命保険へのご加入を希望される場合は、任意でご加入いただけます。  
 ※ご融資方法およびご返済方法で分割タイプをご選択された場合、団体信用生命保険へはご加入いただけません。
- ・連帯債務でお借入の場合、借入申込人と連帯債務者の方がそれぞれご加入いただくことができます。この場合、保険金額は付保割合により按分されます。  
 ※夫婦連生団信のお取扱いはございません。

[借入申込人と連帯債務者の方がそれぞれご加入される場合]

付保割合設定	
制度内容	借入金額に対してそれぞれの保険割合（付保割合）を決めて加入する方法
被保険者	借入申込人と連帯債務者の方 ※付保割合の合計は100%
1被保険者あたりの保険金額	融資残高×付保割合 ※付保割合に応じた保険金が支払われます。残った融資残高はご返済を継続いただきます。

(2) 種類

- ・ろうきん団信（団体信用生命保険）にご加入いただけます。

※就業不能保障団信（団体信用就業不能保障保険）、がん団信（がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険）、ろうきんオールマイティ保障型団信（3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険）のお取扱いはございません。

ろうきん団信	
保障内容	死亡保険金・高度障がい保険金
保険金額	最高2,000万円 (融資残高に応じて定まり、返済に応じて逡減します。)
加入年齢	満18歳以上満66歳未満
保険期間	ご返済期間と同一で満81歳の誕生日の前日まで
金利負担 (保険料相当額)	保険料相当利率として金利に年0.2%が上乘せされます。

※保障内容の詳細については、最寄りの営業店にお問い合わせください。

※健康上の理由によりろうきん団信にご加入できない方を対象とした引受緩和団信をご用意しております。引受緩和団信は、保険会社から引受緩和団信の加入見込みがあると判断されたお客様が対象となり、引受緩和団信の査定結果が承諾となった場合にご加入いただくことができます。保障内容はろうきん団信と同様ですが、保険料相当利率として金利に年0.5%が上乘せされます。引受緩和団信は、夫婦連生団信や連帯債務者が複数名加入（付保割合設定）するお取扱いはございません。借入申込人または連帯債務者どちらか一方の単独加入のお取り扱いとなります。

10. 保証

- ・当金庫指定の保証機関をご利用いただきます。
- ・保証料は、当金庫が負担します。

11. 手数料等

- ・繰上返済（全額返済を含む）は、無料をご利用いただけます。
- ・団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金1,000円が必要）となることが必要な場合があります。

12. 苦情処理措置  
(お問い合わせ・相談・苦情等の受付窓口)

- ・ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄りの営業店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。  
【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956  
受付時間 平日 午前9時～午後6時  
【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581  
受付時間 平日 午前9時～午後5時
- ・当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組みの概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。  
【当金庫ホームページ <https://chuo.rokin.com>】

<p>13. 紛争解決措置 (第三者機関に 問題解決を相 談したい場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。</li> <li>・お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</b>      0120-177-288  受付時間    平日    午前9時～午後5時</p>
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他詳しい内容、返済金額の試算についてご希望がありましたら、最寄りの営業店にお気軽にご相談ください。また、当金庫のホームページでも返済金額を試算することが可能です。</li> </ul> <p><b>【当金庫ホームページ <a href="https://chuo.rokin.com">https://chuo.rokin.com</a>】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入学の場合、合格発表から入学金等の納付までの期間が短い場合がありますので、お早めにお申込みください。</li> <li>・ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。</li> </ul>

中央労働金庫

## 【補足資料】変動金利の金利見直しルール（無担保ローン）

### 1. これからローンをご利用されるお客さま

- ・新規借入金利は「労金変動型住宅ローンプライムレート」を基準として、随時、決定します。
- ・お申込み時の金利ではなく、ご融資実行日の金利が適用となります。

### 2. ローンをご利用中のお客さま

#### (1) 適用金利の見直し

- ・適用金利は、当金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下、「基準金利」といいます。）の変動幅に連動して、年2回変動します。
- ・返済期間中の適用金利は、年2回の見直し基準日（4月1日・10月1日）に見直され、基準金利の変動幅と同率で引上げまたは引下げとなります。
- ・4月1日の見直しは直後の6月の約定返済日翌日より、10月1日の見直しは直後の12月の約定返済日翌日より適用となります。

#### (2) 返済金額の見直し

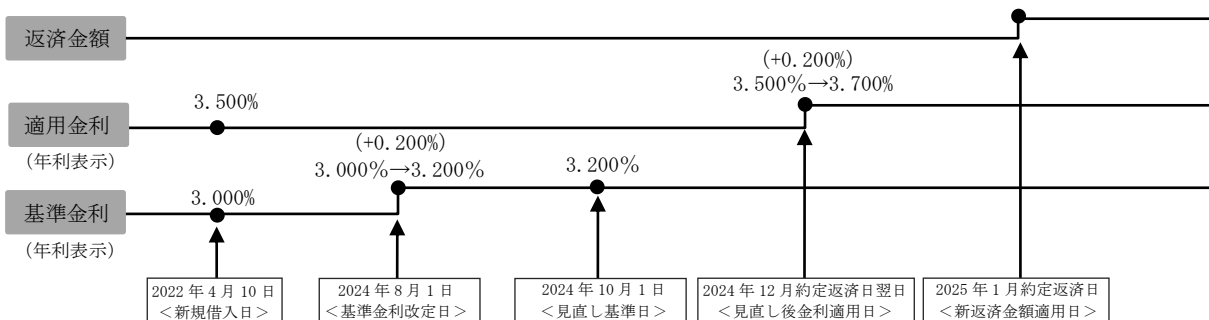
- ・返済金額は、適用金利変更の都度、見直されます。見直しの際は、最終回の約定返済日までに返済が終了するように返済金額が再計算されます。見直し後の返済金額が見直し前の返済金額より減額となる場合、返済金額は据え置きとなり、返済期間が短縮されます。

※詳細は、お手元に届く返済予定表にてご確認ください。Webお知らせサービスをご契約されているお客さまは、返済予定表が紙面では発行されませんので、Web上にてご確認ください。

見直し基準日	見直し後の金利適用日	見直し後の新返済金額適用日
4月1日	同年6月の約定返済日翌日より適用	同年7月の約定返済分より適用
10月1日	同年12月の約定返済日翌日より適用	翌年1月の約定返済分より適用

#### (例) 2022年4月10日に無担保ローンを新規借入し、返済中に基準金利が改定された場合

※実際の基準金利の水準や改定時期とは異なります。



適用金利は、10月1日の見直し基準日に見直され（基準金利の変動幅と同率:+0.200%）、同年12月の約定返済日翌日より適用となります。見直し後の返済金額は、翌年1月の約定返済分より適用となります。

※2013年12月以前に契約したローンや提携ローン等において、上記ルールに基づかない場合がございます。詳細は、お取引店までお問い合わせください。